告 示

令和六年三月二十九日 次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。 **埼玉県告示第二百九十三号**

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 日	令和六年二月十一日	令和六	車税事務所	埼玉県自動
	月日	亡失年月日	付した事務所	免税証を交付
	マリーナ	洗号	式会社ユニマットプレシャス 大東茨城郡大洗町港中央十二番地五	茨城県東茨
- 称	地及び氏名又は名称	地及び氏	記載された販売業者の所在地	免税証に記
令和六年三月三十一日 5	船舶	八	0 3 F 0 4 5 6 4 5	五 〇 トリ
令和五年十二月一日			0 3 F 0 4 5 6 3 8	
有効期間	用途	枚数	免税証の記号及び番号	の 種 税 類 証